

理事長・学長決定

- 労働基準法
- 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律
- 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律
- 労働時間等の設定の改善に関する特別措置法

第 33 章：休暇・休業・退職

33.1 基本方針

沖縄科学技術大学院大学は、職員が、余暇や心身の健康維持を始めとする様々な理由で仕事から離れることができるよう、休暇・休業は重要で価値のあるものと認識しています。本学は、適格な職員に対し、有給又は無給の休暇・休業を与えます。さらに、何らかの理由により勤務することができない職員に対しては、退職を命ずることがあります。

また、本学は、多くの職員が、仕事上の責任と家庭での責任の双方を果たすために困難に直面することがあることも理解しています。本学は、雇用者として、適切かつフレキシブルな休暇・休業に関する制度が、こうした重なり合う責任を職員が果たすことを支えるとともに、職場における生産性も高めるものであると考えています。本学は、職員が家庭生活と仕事とのより良いバランスを実現できるよう、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児介護休業法 平成 3 年法律第 76 号）及び全ての関連法令を順守します。そのような制度を利用することに伴うハラスメントや差別的な扱いは禁じます。

33.2 ルール

33.2.1 年次有給休暇

詳細は、[就業規則](#)第 34 条、第 35 条及び第 36 条並びに[非常勤職員就業規則](#)第 28 条、第 29 条及び第 30 条で定めます。

33.2.2 夏季休暇

詳細は、[就業規則](#)第 39 条及び[非常勤就業規則](#)第 33 条で定めます。

33.2.3 産前産後休業

詳細は、[就業規則](#)第 40 条及び[非常勤職員就業規則](#)第 34 条で定めます。

33.2.4 傷病休暇

詳細は、就業規則第 37 条及び非常勤就業規則第 31 条で定めます。

33.2.5 特別休暇

詳細は、就業規則第 38 条及び非常勤職員就業規則第 32 条で定めます。

33.2.6 育児休業・介護休業

詳細は、就業規則第 43 条から 47 条まで、同第 52 条から 55 条まで及び非常勤職員就業規則第 37 条から 41 条まで、同第 46 条から 49 条までで定めます。

33.2.7 妊娠中及び出産後の健康管理に関する措置

詳細は、就業規則第 76 条及び非常勤職員就業規則第 63 条で定めます。

33.2.8 休職

詳細は、就業規則第 64 条から第 68 条までで定めます。

33.3 責務

33.3.1 休暇を取得しようとする職員

休暇を取得しようとする職員は、勤怠管理システムにより、取得を希望する日付と期間（特別休暇の場合はそれらに加え取得する理由）を直属の上長に対し事前に知らせなければなりません。職員には、休暇の予定を計画的に作成することが推奨されます。

33.3.2 上長

上長は、職員のニーズと、その管理監督の下にある当該職員の同僚の仕事量や効果的な業務運営とのバランスが図られるよう努めなければなりません。

33.3.3 人事マネジメントセクション

人事マネジメントセクションは、休暇・休業・休職に関する方針を公平に運用し、職員及び上長に対し、休暇・休業・休職に関する方針について必要なガイダンスを提供しなければなりません。

33.3.4 労務セクション

労務セクションは、本章に定める関連する休暇・休業の利用者が差別的な扱いやハラスメントを受けることが無いよう、その実施状況についてモニタリングを行うものとしします。

33.4 手続き

33.5 様式

[人事ウェブサイト](#)参照

33.6 連絡先

33.6.1 本方針の所管

副学長（人事担当）

33.6.2 その他の連絡先

人事マネジメントセクション

労務セクション

33.7 定義

33.7.1 子

詳細は、[32.8.2](#)を参照してください。

33.7.2 要介護状態及びその対象家族

詳細は、[32.8.3](#)を参照してください。